

## ○学校法人関東学園役員等退職金支給規程

(昭和 50 年 1 月 10 日)

改正 昭和 62 年 11 月 25 日 平成 30 年 9 月 1 日

2020(令和 2)年 4 月 1 日 2025(令和 7)年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人関東学園(以下「法人」という。)の役員及び評議員(学校法人関東学園役員等報酬規程第 2 条第 5 号に規定する評議員をいう。)が退職した場合の退職金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の額)

第 2 条 役員の退職金の額は、在職 1 か月につき、退職の日におけるその者の役員報酬月額に 100 分の 15 以内を乗じて得た金額とする。

- 2 勤続年数が 30 年以上で学園に対する功績が顕著な役員に対しては、理事会の議決をえて退職慰労金を前項の規定額より 10%から 50%まで増額することができる。
- 3 評議員に対しては、退職金は支給しない。

(在職期間の計算)

第 3 条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1 か月に満たない端数が生じたときは、1 か月とする。

(再任等の場合の取扱い)

- 第 4 条 役員が、任期満了に伴い、再任された場合には、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなすものとする。
- 2 役員が、任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、その任命の前日に退職したものとみなす。

(退職金の支給)

第 5 条 退職金は、法令によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 6 条 国家公務員退職手当法(昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号)第 2 条の 2 を準用する。  
(端数の処理)

第 7 条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(細則の制定)

第 9 条 理事長は、この規程の運用に関し、必要ある場合は、細則を制定することができる。

(公表)

第10条 この規程は、役員報酬等の支給の基準として、公表する。

附 則

この規程は、昭和50年1月10日から施行する。

附 則(昭和62年11月25日)

この規程は、昭和62年11月25日から施行する。

附 則(平成30年9月1日)

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則(2020(令和2)年4月1日)

この規程は、2020(令和2)年4月1日から施行する。

附 則(2025(令和7)年4月1日)

この規程は、2025(令和7)年4月1日から施行する。